

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 107
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(1)	(1) 性犯罪への対策の推進
細項目	③	③犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度の充実等 <u>犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度に要する経費を都道府県警察費補助金により、引き続き予算確保し、同制度の全国展開に向けた充実を図る。</u> また、都道府県警察ごとに設置されている性犯罪被害の相談電話番号(加入電話又はフリーダイヤル)について、全国共通の短縮ダイヤル番号(#4桁番号)を導入し、国民への周知を図る。
該当施策名 (事業名)	都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実	
該当施策の背景・目的	「第3次犯罪被害者等基本計画」(平成28年4月1日閣議決定)において、カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減等が盛り込まれ、カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開を図ることなどが掲げられた。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 28,156 千円 の内数
		29年度予算額: 28,156 千円 の内数
		28年度歳出予算現額※1: — 千円
		28年度決算額: — 千円
		使用割合: — %
	—	機構定員要求
	○	その他(具体的に)
		都道府県警察に対する通達の発出(「犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担による被害者支援について」(平成28年4月))
該当施策概要	警察庁では、平成28年度から新規に予算措置(都道府県警察費補助金)し、都道府県警察に対し、犯罪被害者が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等からカウンセリングを受けた場合にも公費負担ができるよう指導している。 平成30年度においても、引き続き同額の予算を要求し、全国的に公費負担が実施されるよう都道府県警察を指導する予定である。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	89		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	82		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	7-4	性犯罪への対策の推進
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	—	
担当府省・担当課	警察庁		
	長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

「都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実」

犯罪被害者等に対するカウンセリング充実の必要性

「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）において、カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減等が盛り込まれ、カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開を図ることなどが掲げられた。



3

都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実

警察庁では、平成28年度から新規に予算措置（都道府県警察費補助金）した上、都道府県警察に対し、犯罪被害者が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等からカウンセリングを受けた場合にも公費負担ができるよう指導。

平成30年度においても、引き続き同額の予算を確保し、全国的に公費負担が実施されるよう都道府県警察を指導する予定である。

（平成30年度概算要求予算額：28,156千円の内数）

※ カウンセリング費用の公費負担制度の運用状況（平成29年4月1日現在）

○ 一般身体犯:33都道府県(前年度比+23都道府県)

○ 性 犯 罪:36都道府県(前年度比+23道府県)

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 108
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(1)	(1) 性犯罪への対策の推進
細項目	③	③犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度の充実等 犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度に要する経費を都道府県警察費補助金により、引き続き予算確保し、同制度の全国展開に向けた充実を図る。 また、都道府県警察ごとに設置されている性犯罪被害の相談電話番号(加入電話又はフリーダイヤル)について、全国共通の短縮ダイヤル番号(#4桁番号)を導入し、国民への周知を図る。
該当施策名 (事業名)	性犯罪被害相談電話番号の統一化	
該当施策の背景・目的	「第3次犯罪被害者等基本計画」(平成28年4月1日閣議決定)において、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知度向上や相談しやすい環境の整備等が掲げられた。 これを踏まえ、性犯罪被害者がより相談しやすくなるよう、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤルを導入した。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 3,840 千円 の内数
		29年度予算額: 3,328 千円 の内数
		28年度歳出予算現額※1: — 千円
		28年度決算額: — 千円
	—	機構定員要求
	○	その他(具体的に)
		都道府県警察に対する通達の発出(「性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号の運用開始について(通達)」(平成29年7月))
該当施策概要	性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、各都道府県警察の性犯罪被害者電話相談窓口につながる全国共通の短縮ダイヤル(#8103)を導入し、国民への周知を図る(平成29年8月3日から運用開始)。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	89		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	—		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	7-4	性犯罪への対策の推進
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	—	
担当府省・担当課	警察庁		
	長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

施策名：「性犯罪被害者相談電話番号の統一化」

被害が潜在化しやすい犯罪被害者への支援の必要性

「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）において、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実等が盛り込まれ、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境の整備等が掲げられた。

性犯罪被害者相談電話番号の全国統一

性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、各都道府県警察の性犯罪被害者電話相談窓口につながる全国共通の短縮ダイヤル番号（#8103）を導入。

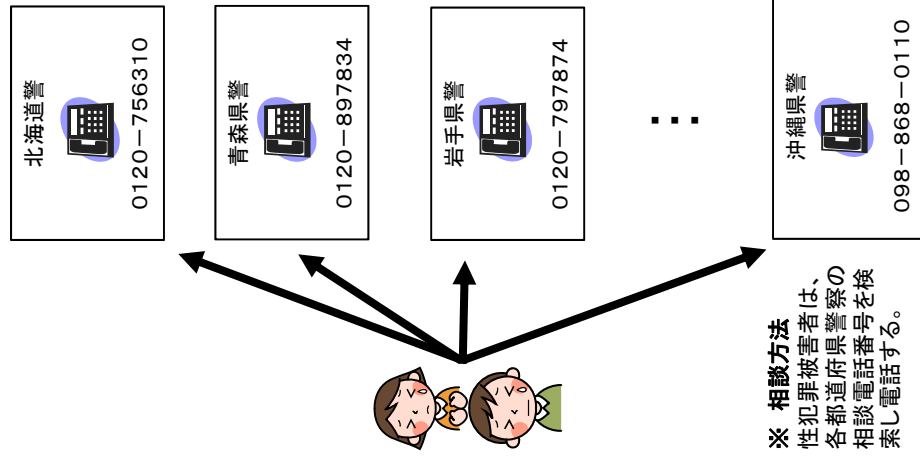
（平成29年8月3日から運用開始）

期待される効果

- シンブルな全国共通の性犯罪被害者相談電話番号の導入により、相談窓口の認知度がアップ。
- 相談者にとって相談窓口へのアクセスがより容易になることにより、性犯罪被害の潜在化防止に効果。

性犯罪被害者相談電話番号の統一化

現 状

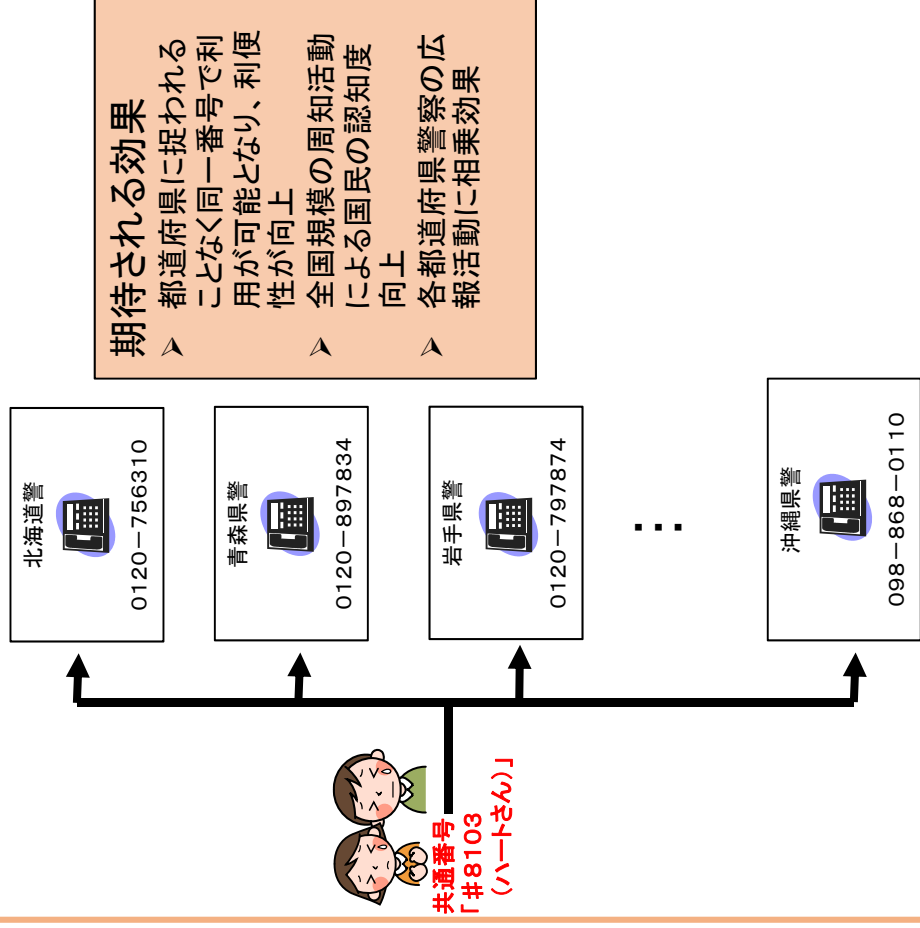


改善

現状の番号も使いつつ、全国統一されたシンプレなダイヤル番号でも運用



全国統一ダイヤル化



「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 109
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(1)	(1) 性犯罪への対策の推進
細項目	③	③犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度の充実等 犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度に要する経費を都道府県警察費補助金により、引き続き予算確保し、同制度の全国展開に向けた充実を図る。 また、都道府県警察ごとに設置されている性犯罪被害の相談電話番号(加入電話又はフリーダイヤル)について、全国共通の短縮ダイヤル番号(#4桁番号)を導入し、国民への周知を図る。 加えて、各都道府県警察の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を引き続き推進するとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪指定捜査員等として女性警察官等を指定し、被害者が捜査の過程において受ける精神的負担の緩和に努める。 また、警察庁及び都道府県警察において、性犯罪捜査に従事する女性警察官等を対象とした研修等を引き続き実施し、実務能力の向上を図る。
該当施策名 (事業名)	女性警察官の配置、職員に対する研修の充実等	
該当施策の背景・目的	性犯罪の被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するため、被害者の望む性別の警察官によって対応できるよう、警察本部の性犯罪捜査指導係や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪指定捜査員等に女性警察官等を指定している(平成29年4月現在8,557名を指定)。これらの女性警察官等は、被害者からの事情聴取を始め、証拠採取や病院等への付添い等、性犯罪の被害者に関わる様々な業務に従事している。 また、警察庁において、平成19年度から、各都道府県警察における幹部の女性警察官を対象として、性犯罪の捜査指揮能力の向上を図るための専科教養を実施しているほか、都道府県警察においても、性犯罪指定捜査員等の女性警察官等を中心に、専門的実務能力の向上を図るための実務教養を実施している。 平成30年度も、これらの施策を推進する必要がある。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	—	予算
		30年度要求予算額: — 千円
		29年度予算額: — 千円
		28年度歳出予算現額※1: — 千円
		28年度決算額: — 千円
		使用割合: — %
	—	機構定員要求
	○	その他(具体的に)
		都道府県警察に対する通達の発出(「刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規定の適切な運用について」(平成29年6月)、「被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の推進について」(29年7月))
該当施策概要	捜査における被害者の精神的負担を軽減するとともに、性犯罪被害の潜在化を防止する。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	91		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	—		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 —大 項目	7—4	性犯罪への対策の推進
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 —大 項目	—	
担当府省・担当課	警察庁		
	刑事局 捜査第一課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

原議保存期間	5年(平成35年3月31日まで)
有効期間	I種(平成35年3月31日まで)

警 視 庁 刑 事 部 長
 警 視 庁 生 活 安 全 部 長 殿
 各 道 府 県 警 察 本 部 長
 (参考送付先)
 警察大学校刑事教養部長
 警察大学校生活安全教養部長
 各管区警察局長広域調整担当部長

警察庁丁捜一発第80号、丁刑企発第55号
 丁生企発第367号、丁少発第212号
 平成29年6月26日
 警察庁刑事局捜査第一課長
 警察庁刑事局刑事企画課長
 警察庁生活安全局生活安全企画課長
 警察庁生活安全局少年課長

刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規定の適切な運用について
 (通達)

第193回国会において、刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号。以下「改正法」という。)が成立し、平成29年6月23日に公布され、同年7月13日から施行される。改正の趣旨等については、「刑法の一部を改正する法律の公布について(通達)」(平成29年6月23日付け警察庁丙刑企発第47号ほか)により示したとおりであるが、各都道府県警察においては、下記の点に留意して、関係規定の適切な運用を推進されたい。

なお、法務省から各検察庁に対して、改正概要等を示した通達(別添参照)が発出されたので、参考とされたい。

記

1 関係規定の適切な運用

(1) 適正かつ緻密な性犯罪捜査の推進

性犯罪捜査については、これまでも組織的かつ重点的に推進してきたところであるが、悪質重大な性犯罪に対して厳正な対処を求める国民の期待に応えるためには、これまで以上に、適正かつ緻密な性犯罪捜査の推進が求められる。特に、改正法により構成要件に変更のあった罪、新たに規定が設けられた罪等については、収集した証拠資料や関係者から得られた供述を吟味した上で、関係規定の適切な運用を図ること。

(2) 警察本部による指導の徹底

性犯罪捜査においては、従来から各都道府県警察本部に設置された性犯罪捜査指導官等により、被害の届出から事件終結まで継続的に指導を実施しているところであるが、強姦罪等の非親告罪化を含め、今回の改正に関する事項についても、警察本部による捜査指導をよりきめ細やかに実施すること。

2 指導教養の徹底

性犯罪の認知時においては、刑事、生活安全部門の捜査員を始め、様々な警察職員がその対応を求められることがあることから、改正法の規定内容等とと

もに、被害者の心情に配慮した対応がなされるよう十分な指導教養を実施すること。

3 体制の整備

性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置等を引き続き促進し、被害者の望む性別の警察官によって対応することができる体制の整備に努めるとともに、今回の改正規定が適切に運用されるよう、警察職員に対する指導教養を行う体制の整備に努めること。

4 性犯罪への組織的対応

改正法の内容を含めた関係規定の適切な運用を図るとともに、より適正かつ緻密な性犯罪捜査を推進するため、性犯罪については、被害相談の段階から警察本部で確実に把握するなどにより、組織的対応がなされるよう徹底すること。

原議保存期間	5年(平成35年3月31日まで)
有効期間	I種(平成35年3月31日まで)

警視庁刑事部長
 警視庁総務部長
 警視庁生活安全部長
 各道府県警察本部長
 (参考送付先)

警察大学校刑事教養部長
 警察大学校警務教養部長
 警察大学校生活安全教養部長
 各管区警察局広域調整担当部長
 各管区警察局総務(監察)部長

警察庁丁捜一発第81号、丁給厚発第238号
 丁少発第227号、丁刑企発第58号
 平成29年7月5日
 警察庁刑事局捜査第一課長
 警察庁長官官房給与厚生課長
 警察庁生活安全局少年課長
 警察庁刑事局刑事企画課長

被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の推進について(通達)

第193回国会において、刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号。以下「改正法」という。)が成立し、本年7月13日から施行される。改正の趣旨及び要点については、「刑法の一部を改正する法律の公布について(通達)」(平成29年6月23日付け警察庁丙刑企発第47号ほか)により示したとおりであるが、各都道府県警察においては、下記の事項に留意の上、引き続き被害者の心情に配慮した性犯罪捜査を推進されたい。

記

1 捜査過程における被害者への配慮

(1) 被害者のプライバシー等に対する配慮

性犯罪においては、被害者が推知されたり、被害状況等が明らかとなることで、被害者のプライバシー等が著しく侵害されるおそれがあることから、被害者のプライバシー等の保護に配慮することが極めて重要である。

各種捜査活動においては、性犯罪の被害者に関する情報の取扱いに細心の注意を払うとともに、実況見分等の捜査活動や医療機関への付添い等の警察施設外における活動の際は、可能な限り被害者が人目に付かないように配慮すること。

また、警察施設内であっても、被害者からの事情聴取等に際しては、被害者のプライバシー等が十分守られ、被害者が安心できる環境において行うこと。

(2) 被害の届出等の適切な対応

性犯罪被害に係る届出や相談があった場合には、被害者の立場に立ち、被害者の体調等について配慮しながら、医療機関への早期受診の要否等を判断するとともに、証拠の保全等の必要な事項についても丁寧に説明すること。

また、性犯罪被害に係る届出や相談をしやすい環境の整備に努めること。

(3) 被害者の希望を踏まえた対応

性犯罪の被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも軽減するためには、被害者の望む性別の警察職員によって対応することが必要であることから、性犯罪被害の届出等の際には、対応する警察職員の性別に関する希望を確認するなどして、適切に対応すること。

また、事情聴取等の際は、可能な限り被害者の都合等を考慮するなど、被害者の負担軽減に努めること。

(4) 重複聴取の防止

性犯罪の被害者が、自らの被害状況を再び想起することは、極めて大きな精神的負担を伴うものであることから、繰り返し重複した事情聴取が行われることのないよう、担当捜査員を指定するなどして必要最小限の回数で聴取するよう努めること。

(5) 非親告罪化への適切な対応

改正法により、強姦罪等を親告罪とする規定が削除され、強制性交等罪や強制わいせつ罪が非親告罪となっているが、これは、親告罪であるために、性犯罪の被害者が告訴するか否かの選択を迫られていると感じたり、告訴したことで被告人から逆恨みされるのではないかという不安を持つことがあるため、非親告罪化することで被害者の精神的負担を軽減しようとするものであることから、被害者の意思を確認するなどの際は、改正の趣旨を十分に理解した上で、適切に対応すること。

2 適切な被害者支援の実施

(1) 性犯罪被害者に対する適切な支援の実施

捜査部門と犯罪被害者支援部門は相互に連携し、被害者の状況に応じて、部内カウンセラーや警察が委嘱している部外カウンセラーによるカウンセリングを実施するなど、精神的被害のケアに特段の配慮をすること。

また、性犯罪被害者に対する緊急避妊等に要する公費負担制度、犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度等の被害者支援制度について、被害者に対して適切に教示すること。

さらに、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする関係機関・団体（以下「関係機関等」という。）と連携すること。

(2) 被害少年に対する適切な支援の実施

人格形成の途上にある少年が、性犯罪被害を受けた場合、その後の健全育成に与える影響が大きいことから、その精神的被害の回復を図るため、少年補導職員等の専門職員が、被害少年に対して適切な助言を行うなど必要な支援を実施するほか、必要に応じて、関係機関等への紹介、個々の被害少年の事情に応じた計画的なカウンセリングの実施、学校等と連携した環境調整等

の継続的な支援を適切に実施すること。

また、こうした支援業務は、担当職員のみでは効果的な実施が困難な場合も多いことから、あらかじめ被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱している臨床心理学、精神医学等の専門家の助言を必要に応じて受けること。

3 指導教養の充実等

(1) 指導教養の充実

性犯罪捜査に関する専科教養、研修等の実施に当たっては、性犯罪に直面した被害者の心理等を踏まえた講義や、被害者の事情聴取場面を設定したロールプレイによる実戦的な指導を導入するなど、より一層内容の充実に努めること。

(2) 警察職員に対する指導教養の実施

性犯罪は、夜間帯における急訴事案として認知する場合もあり、性犯罪捜査を担当する捜査員のみならず、様々な警察職員が被害者からの事情聴取等に当たる可能性があることから、刑事部門の捜査員のみならず、性犯罪への対応が想定される警察職員に対しても、捜査過程における被害者への配慮等について、広く指導教養を行うこと。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 111
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(2)	(2) 若年層を対象とした性的な暴力の根絶
細項目	①	①「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)に基づく対策の推進 「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議決定)(子供の性被害防止プラン)に基づき、児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害を許さない国民意識の向上を図るとともに、児童、児童の保護者、加害者、犯行に用いられるツールや場所等のそれぞれに着目した対策を総合的に推進する。 自画撮り被害児童の心理特性に関する調査、児童買春・児童ポルノ事犯防止のための広報啓発、「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)の翻訳、コミュニティサイト及び出会い系サイトの利用に係る犯罪被害の防止等を実施する。
該当施策名 (事業名)	「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)に基づく対策の推進	
該当施策の背景・目的	平成29年4月、犯罪対策閣僚会議において「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)が策定されたことを受け、同計画に掲載された子供の性被害に係る諸対策を推進する必要がある。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 34,162 千円
		29年度予算額: 21,447 千円
		28年度歳出予算現額※1: 8,177 千円
		28年度決算額: 3,371 千円
		使用割合: 41.2 %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
該当施策概要	「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)には、児童買春、児童ポルノ等の子供の性被害の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化等の6本の柱ごとに合計88の施策が定められている。 平成30年度においては、子供の性被害に関して相談しやすい環境の整備等に係る予算を要求し、子供の性被害防止のための取組を行うことを予定している。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	105		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	96、97、98、99、100		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	7-5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	—	
担当府省・担当課	警察庁		
	生活安全局少年課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

児童の性的搾取等に係る対策の基本計画の策定

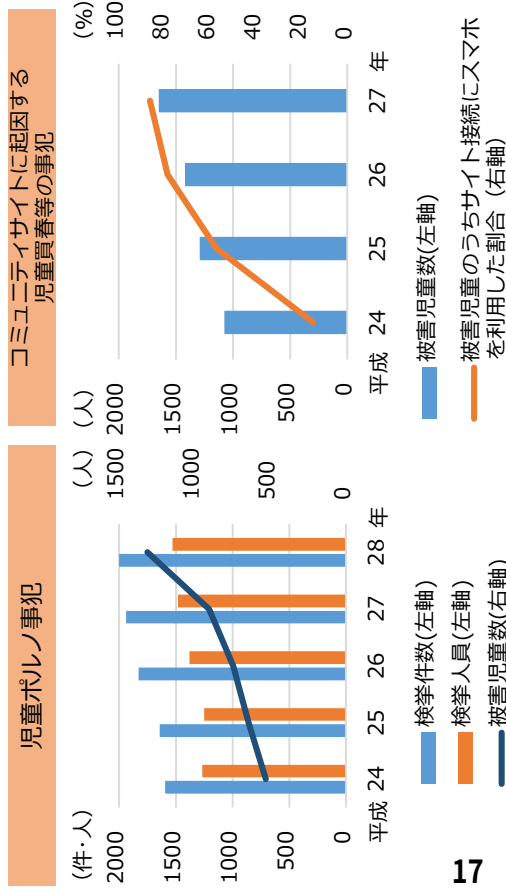
1. 児童の性的搾取等とは

児童買春、児童ポルノの製造等

児童の性に着目した営業による児童福祉法違反等

その助長行為

2. 児童の性的搾取等をめぐる情勢



- いわゆる「JKビジネス」等児童の性を売り物とする営業の出現
- 低年齢児童を被害者とする悪質な事件の発生
- 児童の性的搾取等に対する国際社会の動向
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を視野に入れた取組の推進

3. 基本計画策定の経緯

閣議決定 (平成28年 3月)

28年4月以降、関係府省庁間の総合調整を、国家公安委員会が行うことに。

犯罪対策閣僚会議 (平成28年 4月)

関係府省庁局長級会議の開催を申合せ。

局長級会議等 (平成28年 4月～)

基本計画策定に向け、関係府省庁局長級会議等において検討を行った。

4. 基本計画の構成

第三次児童ポルノ排除総合対策(平成28年7月12日付け犯罪対策閣僚会議決定)に掲載の施策

+

未掲載の施策

=

6本の柱ごとに、合計88の施策を掲載。

1. 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化
2. 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するため
の児童及び家庭の支援
3. 児童の性的搾取等に使用されるツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進
4. 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進
5. 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生
6. 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 112
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(2)	(2) 若年層を対象とした性的な暴力の根絶
細項目	①	①「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)に基づく対策の推進 「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議決定)(子供の性被害防止プラン)に基づき、児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害を許さない国民意識の向上を図るとともに、児童、児童の保護者、加害者、犯行に用いられるツールや場所等のそれぞれに着目した対策を総合的に推進する。 <u>自画撮り被害児童の心理特性に関する調査、児童買春・児童ポルノ事犯防止のための広報啓発、「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)の翻訳、コミュニティサイト及び出会い系サイトの利用に係る犯罪被害の防止等を実施する。</u>
該当施策名 (事業名)	自画撮り被害児童の心理特性に関する調査等	
該当施策の背景・目的	コミュニティサイト等の利用に起因する児童買春・児童ポルノ等の犯罪に係る被害児童数は増加傾向にあり、平成28年中は過去最多を記録した。このような児童の性的搾取等に係る深刻な情勢を踏まえ、各種広報啓発を推進することにより被害を防止する必要がある。特に、児童ポルノ事犯に関して、だまされたり、脅されたりして、児童が自分の裸体をスマートフォン等で撮影させられ、メール等で加害者に送られる「自画撮り」被害が増加傾向にあり、被害の防止対策が急務になっていることから、自画撮り被害児童の心理特性に関する調査を実施し、その結果を分析することにより、被害の防止施策に活用する必要がある。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 25,888 千円
		29年度予算額: 61,503 千円
		28年度歳出予算現額※1: 3,086 千円
		28年度決算額: 2,884 千円
		使用割合: 93.5 %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	児童ポルノ自画撮り被害児童の心理特性に関する調査、児童買春・児童ポルノ事犯防止のための広報啓発、「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)の翻訳、コミュニティサイト及び出会い系サイトの利用に係る犯罪被害の防止等を実施する。 また、平成30年度において、コミュニティサイトや出会い系サイトの利用に起因する児童の犯罪被害を防止するための広報啓発に係るリーフレットを作成することなどを検討している。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	105、106		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	96、97、98、99、100		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	7-5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	—	
担当府省・担当課	警察庁		
	生活安全局少年課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

一瞬の隙が、
一生の悔いになる。



児童買春

児童ポルノ

リベンジポルノ

自分自身を守るための3つの約束

1

出会いを求める内容を
書き込まない!

2

個人情報や写真は
掲載しない!

3

ネット上の相手とは
会わない!

出会い系サイト・コミュニティサイト

STOP! 児童被害



サイバー犯罪の被害に関する
相談を受け付けています。



増え続ける被害児童数！

事例1

犯人は、出会い系サイトで知り合った女子児童(16歳)に対して、ホテルにおいて買春した。



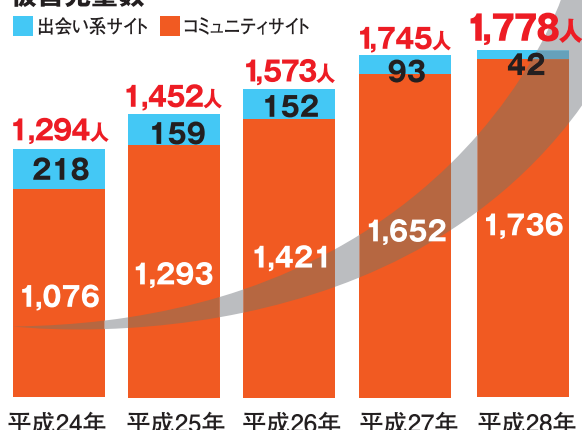
事例2

犯人は、コミュニティサイトで知り合った女子児童(14歳)に、無料通話アプリで裸の動画を撮影させ、これを保存した。



被害児童数

■ 出会い系サイト ■ コミュニティサイト



犯罪被害から子供を守る！

中・高生の方へ

「コミュニティサイト」への個人情報や写真の掲載は危険です。

コミュニティサイトを利用した犯罪被害が増加しています。コミュニティサイトの利用時には、個人情報の書き込みや写真の掲載などを安易に行わず、十分に注意して利用しましょう。特に、面識のない人に対して個人情報や無料通話アプリのID、QRコードを教えること、自分の写真を送ることはやめましょう。

18歳未満の児童の「出会い系サイト」利用は、法律で禁止されています。

出会い系サイト規制法では、18歳未満の児童の利用はもちろん、大人が18歳未満の児童に交際を求める書き込みをすることも、禁止されています。

保護者の方へ

フィルタリングサービスで有害サイトをブロック！

フィルタリングとは、有害サイトへのアクセスを制限するサービスです。18歳未満の児童が使用する携帯電話には、原則フィルタリングサービスに加入することが法律で定められています。以下の3つに対して、それぞれフィルタリングサービスを利用しましょう。



情報セキュリティポータルサイト「ここからセキュリティ！」



情報セキュリティについて動画コンテンツやイラストで分かりやすく解説した資料や最新情報が入手できます。

<http://www.ipa.go.jp/security/kokokara/>

- アプリフィルタリングのサービスがないスマートフォンは、保護者のパスワード管理により、アプリの利用を制限しよう。
- インターネット接続が可能なゲーム機、音楽プレーヤー等については、各事業者が提供するフィルタリング設定をしましょう。
- フィルタリングサービスを利用していても、フィルタリングの対象から除外されるサイトで犯罪に巻き込まれることがあります。

子どもにせがまれても、安易にフィルタリングを解除してはいけません。

本当に必要と思われるサイトやアプリがある場合には、サイトやアプリを個別に設定できるフィルタリングのカスタマイズサービスを利用し、フィルタリングを解除しないようにしましょう。

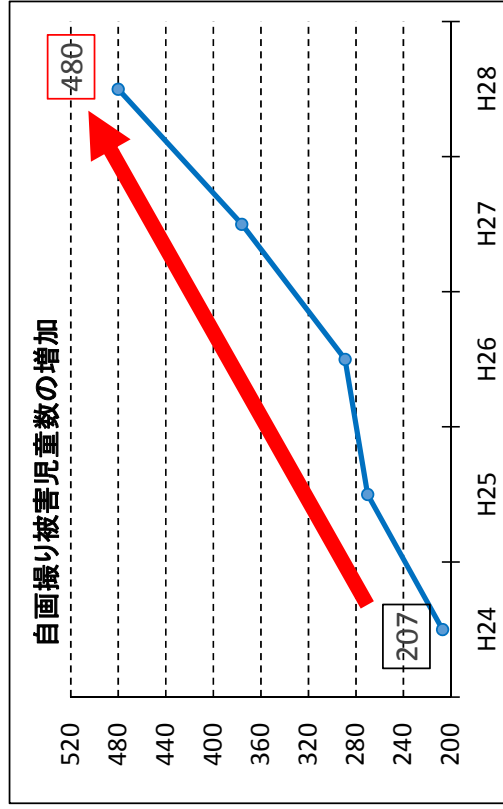
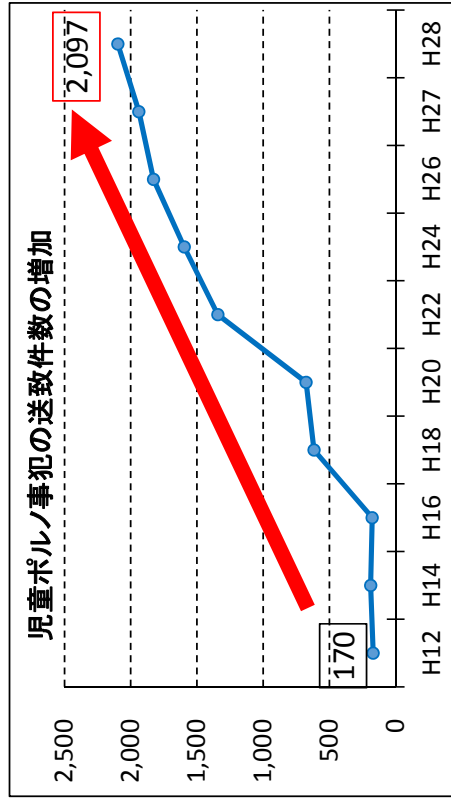
一般的なフィルタリングでは、すべてのサイトの利用を制限できません。

すべてのコミュニティサイトの利用を制限したい場合にも、カスタマイズサービスの利用が有効です。
※詳しくは携帯電話各社又は販売店にお問い合わせください。



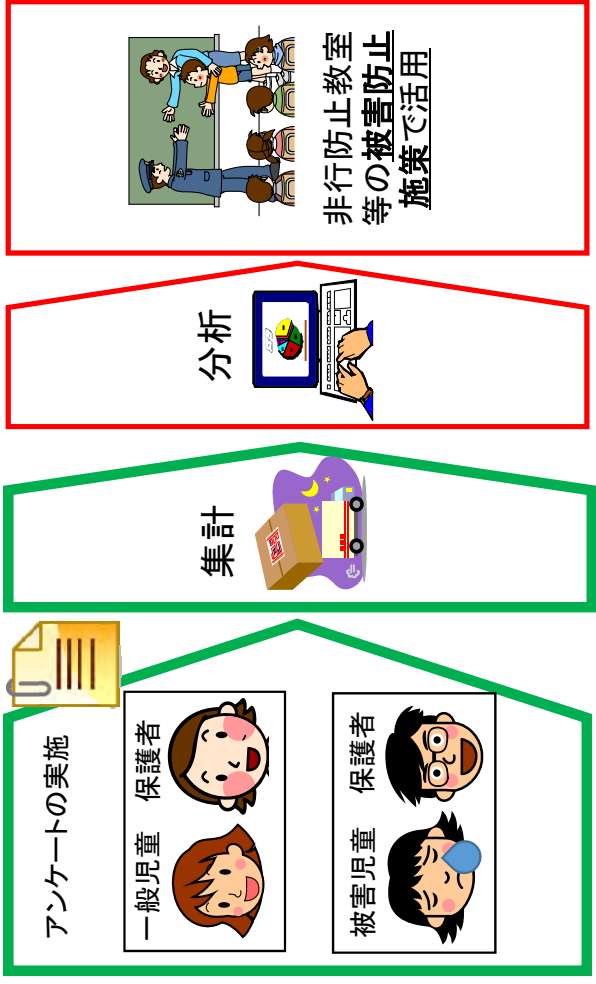
児童買春・児童ポルノ対策の強化に必要な経費

児童ポルノを取り巻く現状



対応策

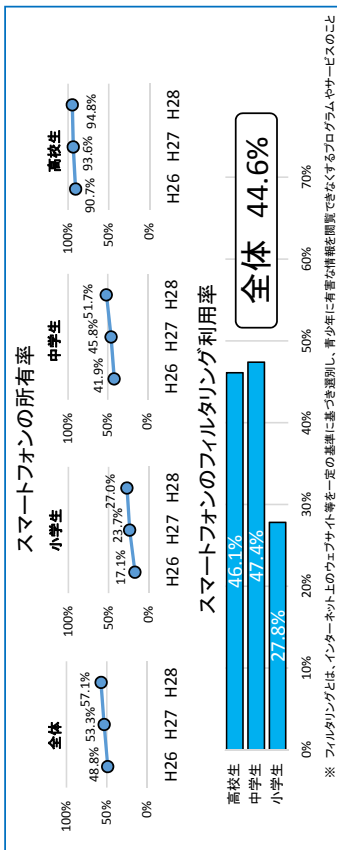
- 児童買春・児童ポルノ防止のための広報啓発に要する経費
 ポスターの作成
 子どもの大切な未来を守るために
 児童ポルノの
 根絶!!
 全国の警察署・交番・
 駅掲示板等に掲示
- 自画撮り被害児童の心理特性に関する調査



現状

インターネット利用に係る児童の犯罪被害等を防止するための啓発資料の作成

スマートフォンを所有する児童が増加する一方、フィルタリング利用率は低調



児童を取り巻くインターネット環境は極めて憂慮すべき状況

- スマートフォンを所有する児童（H28年）は、**57.1%（前年比+3.8P）に増加（高校生は94.8%）**
- スマートフォンのフィルタリング利用率（H28年）は、**44.6%**と低調
- コミュニティサイトに起因する犯罪被害児童のうち、**スマートフォンから当該サイトにアクセスする児童が年々増加（H28は約9割）**
- 無料通話アプリのIDを交換するアプリや、GPS機能で付近の者を検索するアプリ等の出現により、**スマートフォン特有の被害が多発**

問題点

保護者や児童のインターネット利用に係る危険性の認識が希薄
様々な機器の登場で、多くの児童にとってインターネットが身近になるも、保護者の管理方法はより複雑に変化

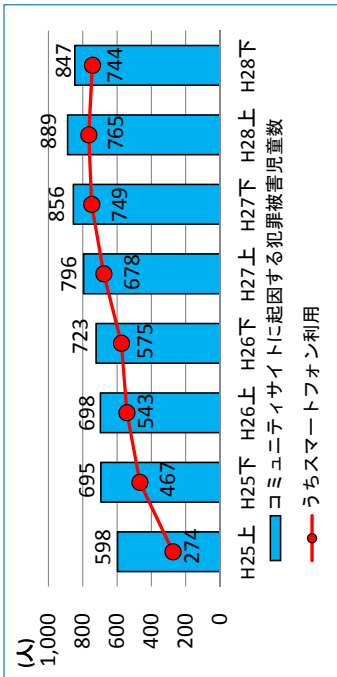
対策

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第3次）」の策定について」（生安局長「通達」）（H27.7.30）

- 保護者に対する広報啓発の強化
- 児童に対する情報モラル教育の推進
- 携帯電話事業者に対する要請の徹底 等

インターネットを苦手としている保護者や、インターネットを利用し始める児童にとっても、分かりやすく、インパクトのある啓発資料が不可欠

スマートフォン利用に係る犯罪被害児童の増加



啓発用リーフレットの作成

- 全国で発生している被害事例や非行事例を集約し、インターネット利用の危険性や注意点をまとめた保護者向けリーフレットを作成。
- 保護者説明会や非行防止教室における教材として活用するとともに、警察庁ウェブサイト等にも掲載。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 114
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(2)	(2) 若年層を対象とした性的な暴力の根絶
細項目	②	②「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月19日いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議決定)に基づき、こうした問題の根絶に向け、更なる実態把握や取締り等の強化、教育・啓発の強化、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化等の施策を総合的に推進する。
該当施策名 (事業名)	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進	
該当施策の背景・目的	近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や、いわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業により児童が性的な被害に遭う問題等が発生しており、若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあることを踏まえ、平成29年3月、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議(以下「対策会議」という。)が設置され、政府を挙げた取組を推進することとなり、29年4月から毎年4月は政府一体となった「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」(以下「集中月間」という。)と位置付け、取組を実施したところである。 また、平成29年5月に開催された対策会議において、集中月間の実施状況等を踏まえ、引き続き、政府一体となった対策を推進すべく「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(以下「今後の対策」という。)が取りまとめられたことから、集中月間における実施状況も踏まえ、こうした問題の根絶に向け、今後も引き続き対策を講ずることとする。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 5,196 千円
		29年度予算額: — 千円
		28年度歳出予算現額※1: — 千円
		28年度決算額: — 千円
		使用割合: — %
	—	機構定員要求
	○	その他(具体的に)
		都道府県に対する通達の発出(「アダルトビデオ出演強要問題に係る対策の推進について(通達)」(平成29年5月)、「いわゆる『JKビジネス』問題に対する今後の対策の推進について」(平成29年5月))
該当施策概要	平成29年5月19日に対策会議において決定された今後の対策を踏まえて、都道府県警察に通達を発出し、取締り等の推進、教育・啓発の推進、相談体制の充実等について指示している。 (30年度予算) ・「JKビジネス」に係る中学校及び高校の生徒向けの啓発用DVDを製作する。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	-		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	-		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	7-4	性犯罪への対策の推進
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	7-5	
担当府省・担当課	警察庁		
	①生活安全局保安課②生活安全局少年課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策(概要)

背景

- 男女共同参画会議に設置されている「女性に対する暴力に関する専門調査会」において、平成29年3月14日にとりまとめた現状と課題を整理した報告書を踏まえ、同月21日、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」を設置した(議長:加藤勝信男女共同参画担当大臣。関係7府省局長級を構成員)。
- 関係府省対策会議において、平成29年4月を被害防止月間と位置付け、必要な取組を緊急かつ集中的に実施する緊急対策を策定した(同年3月31日)。その実施状況も踏まえ、同年5月19日、「今後の対策」をとりとめた。

緊急対策(本年4月)の実施結果

- 1 取締り等の強化**
 - ・ スカウトに対する検挙件数、人員 23件23名
 - ・ スカウトに対する指導・警告結果 101回190名
 - ・ 「JKビジネス」の経営者や客等を検挙した件数 5件6名
 - ・ 一斉補導等により補導・保護した児童数 40名 等
- 2 被害防止のための教育・啓発の強化**
 - ・ 内閣府ホームページに啓発サイトを開設(アクセス数 93,380件)
 - ・ インターネット広告等による啓発動画の発信(動画再生数合計 約 230万件)
 - ・ 女子大学生を対象としたシンポジウムを開催(約 1,600人参加)
 - ・ 被害防止教室等の実施(約 2,700回、約 432,000人)
 - ・ 街頭キャンペーンの実施(約 1,400回)
 - ・ 各種広報媒体を活用した啓発活動 等
- 3 相談体制の充実**
 - ・ 様々な機会や媒体を活用した相談窓口の周知
 - ・ 相談等件数 アダルトビデオ関係 9件「JKビジネス」関係 14件

今後の対策(主なもの)

- 1 更なる実態把握**
 - ・ 若年層に対する性的な暴力に係る相談・支援の在り方のための調査研究【内閣府】
 - ・ 「JKビジネス」の営業に関する実態調査及び分析の実施【警察庁】
- 2 取締り等の強化**
 - ・ アダルトビデオ出演強要問題専門官の指定【警察庁】
 - ・ 「JKビジネス」の禁止等に関する条例制定の支援【警察庁】
 - ・ 「JKビジネス」等に対する各国の法制度及び施策の調査研究の実施【警察庁】
- 3 教育・啓発の強化**
 - ・ 毎年4月、「AV出演強要『JKビジネス』等被害防止月間」の実施【関係府省】
 - ・ 被害防止教育の推進【警察庁、内閣府、文科省】
 - ・ 業界関係者に対する法令等の周知【厚労省、消費者庁】
- 4 相談体制の充実**
 - ・ 相談窓口の整備及び積極的な周知【内閣府、関係府省】
 - ・ 対応マニュアルの作成、関係機関等の職員への研修の充実・強化【関係府省】
 - ・ 若年の被害女性に対する居場所の確保等に関するモデル事業の検討【厚労省】
- 5 保護・自立支援の取組強化**
 - ・ 「JKビジネス」稼働児童等に対する迅速な保護及び適切な支援【警察庁、文科省、厚労省】
 - ・ 婦人保護施設等での中長期的な支援体制の在り方の検討【厚労省】
- 6 その他**
 - ・ 被害の防止及び救済等のための新たな対応策の検討【内閣府、関係府省】
 - ・ 情報提供等を通じた地方公共団体に対する支援の強化【関係府省】 等

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 124
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(3)	(3) ストーカー事案への対策の推進
細項目	①	①「ストーカー総合対策」に基づく取組の実施 ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する国民の理解の増幅を図るためのリーフレットの作成・配布、被害者等の安全を確保するための一時避難に係る経費の一部の都道府県への補助、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチにおける地域精神科医療との連携等に係る経費の一部の都道府県への補助等、「ストーカー総合対策」(平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議)に基づく各種取組を実施する。
該当施策名 (事業名)	「ストーカー総合対策」に基づく取組の実施	
該当施策の背景・目的	警察では、ストーカー事案等の人身安全関連事案に一元的に対処するための体制を確立し、組織による迅速・的確な対応を推進しているところであるが、平成28年中のストーカー事案の相談等件数は22,737件と高水準で推移しており、依然として重大事件に発展するものが見られるなど、既存の施策のみでは被害者等の生命・身体の安全を確保することが困難となっている。 また、「ストーカー総合対策」の趣旨及び内容を踏まえたストーカー対策の総合的な取組の確実な実施を図っているところである。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 174,694 千円
		29年度予算額: 110,244 千円
		28年度歳出予算現額※1 7,876 千円 28年度決算額: 6,184 千円 使用割合: 78.5 % (都道府県警察費補助金を除く)
	○	機構定員要求
	○	その他(具体的に) 地方財政計画
該当施策概要	・ 平成29年度において、ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案対策等の強化のため、地方警察官の増員を措置した。 ・ 平成30年度において、 * ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する国民の理解の増進を図るためのパンフレット・リーフレットの作成等 * 被害者等の安全を確保するための一時避難に係る経費の一部を都道府県に補助 * ストーカー事案の加害者に関する精神医学的・心理学的アプローチに係る経費の一部を都道府県に補助 * サイバーストーカーキングに関する調査研究及び警察官向け研修資料の作成等を実施し、人身安全関連事案への対策の推進を目指す。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	97、98、99、102、103		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	86		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	7-3	ストーカー事案への対策の推進
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	—	
担当府省・担当課	警察庁		
	生活安全局生活安全企画課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

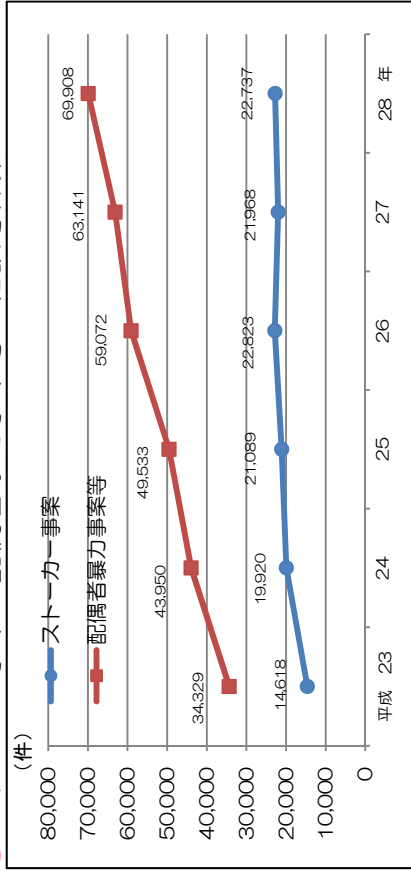
※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

ストーカー事案・配偶者暴力事案等への対応

現 状

ストーカー事案・配偶者暴力事案等の相談等件数



※平成28年中の相談等件数は、いずれも高水準で推移

- 重大事案に急展開するおそれ
- 検挙・警告等されても繰り返す、大胆な犯行
- 都道府県警察の負担増

主な対応策

- ・ 人身安全関連事案に対処するための体制の確立
- ・ 改正ストーカー規制法の着実な施行

事案の各段階で対策・支援が必要不可欠

この種事案に的確に対応するためには、関係機関、家庭、学校、職場等が連携し、社会全体で、被害者支援の取組、加害者対策を行うことが必要

改正ストーカー規制法 (H28.12.6成立)

- 加害者を更生させるための方法等について調査研究を推進 (11条)
- 国・地方公共団体が努めるべき措置として、実態把握、人材養成・資質向上、教育活動等、民間団体との連携協力を追加 (12条)

ストーカー総合対策 (H29.4.24改訂 ストーカー総合対策関係省庁会議)

- 1 被害者等からの相談対応の充実
- 2 被害者情報の保護の徹底
- 3 被害者等の適切な避難等に係る支援の推進
- 4 調査研究、広報啓発活動等の推進
- 5 加害者対策の推進
- 6 支援を図るための措置

女性活躍加速のための重点方針2017 (H29.6.6すべての女性が輝く社会づくり本部)

女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

- 「ストーカー総合対策」に基づき、ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関するリーフレットの作成・配布、被害者等の安全を確保するための一時避難に係る経費の一部の補助等の取組を推進する
- 多機関連携によるストーカー加害者更生のための取組について調査研究する。
- ストーカー情報管理業務及び配偶者暴力情報管理業務の充実・強化を図る。

平成30年度概算要求

ストーカー予防のための教育

知育・徳育活動(5百万円)

生徒対象啓発パンフレット、被害者等対象リーフレット、加害者対象リーフレットの作成等

被害者等の一時避難等の支援

一時避難(54百万円)

被害者の一時避難に係るホテル等宿泊費用の公費負担

加害者に関する取組の推進

ストーカー事案の加害者に関する地域精神科医療関係等との連携(17百万円)

ストーカー事案の加害者に関する地域精神科医療機関等からのアドバイス

ストーカー事案に対応する体制の整備

装備資機材の整備(66百万円)

ストーカー被害者の立回り先等への顔認証カメラシステムの整備

調査研究(16百万円)

多機関連携によるストーカー加害者更生のための取組に関する調査研究

システムの検索機能高度化(19百万円)

ストーカー事案等に係るシステムの機能高度化

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 125
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(3)	(3) ストーカー事案への対策の推進
細項目	②	② ストーカー加害者更生に関する取組の実施 警察がストーカー加害者の評価を行い、ストーカー加害者自身に加害行為を認識させるとともに、関係機関とも連携して必要な支援につなげるための取組(多機関連携によるストーカー加害者更生のための取組)について調査研究する。
該当施策名 (事業名)	ストーカー加害者更生に関する取組の実施	
該当施策の背景・目的	最近のSNSの普及等によるコミュニケーション手段の変化や、対人関係の多様化により、ストーカー事案への対応はますます困難化しており、被害者自身においても、自らに対する加害者の行為について、その危険性等に係る判断や相談先等に迷う場面が増加しているものと考えられる。また、関係機関により相談窓口の整備は進められているものの、当該窓口においても、事案の危険性等を判断するためのツールがないため、被害者等からの相談に対し、何ら対応できない実態もあるものと考えられる。 ストーカー加害者に対しては、警察が行政手続、刑事手続等の措置を行うが、その後、加害者が真に被害者への執着等から離脱し、被害者への再度のつきまとい等を起こすことなく生活できるようにするためには、関係機関等との連携が不可欠である。しかし、特に加害者への対応に関しては、関係機関ができる措置や、個別事案に係る連携方策等が明らかでない。 こうした観点から、海外の文献や取組等を参考としつつ、相談段階における被害者への的確な支援の在り方、加害者の対応に係る連携のための問題点や改善策について調査し、提言を受けることを目的とする。	
該当施策の政策手段の分類	— 法令・制度改正 — 税制改正要望 ○ 予算 30年度要求予算額: 16,370 千円 29年度予算額: 11,545 千円 28年度歳出予算現額※1: — 千円 28年度決算額: — 千円 使用割合: — % — 機構定員要求 — その他(具体的に) —	
該当施策概要	多機関連携によるストーカー対策のための取組に係る有識者検討会を設置し、海外の文献等も参考にしつつ、被害者や関係機関が事案の危険性等を評価するための評価シートを作成するとともに、これらの情報を関係機関で共有するための問題点や改善策について提言を受ける。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	—		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	86		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	7-3	ストーカー事案への対策の推進
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	—	
担当府省・担当課	警察庁		
	生活安全局生活安全企画課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

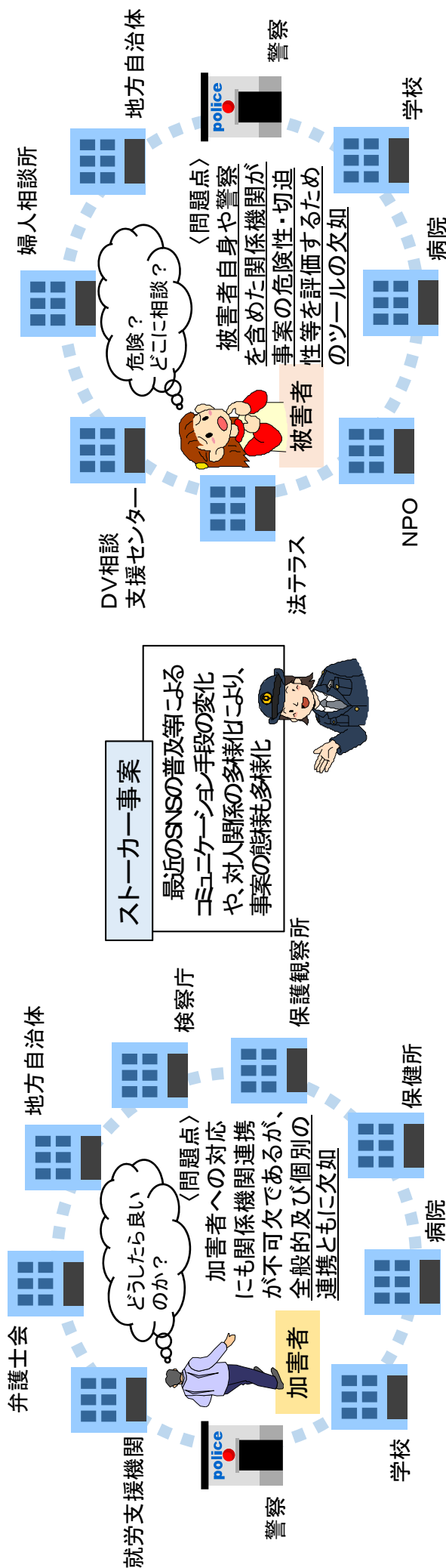
※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

I 趣旨等

改正ストーリーカー規制法成立（平成28年12月）

ストーリーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第102号）による改正後の法第11条において、
国及び地方公共団体の責務として、ストーリーカー加害者を更生させるための方法等に関する調査研究の推進が明記



※上記機関は、関係機関として考えられる一例

加害者対応に係る連携のための問題点の抽出

危険性等評価シートの作成及び情報共有のための問題点の抽出

II 調査方法等

	29年5月	7月	10月	30年1月		4月	7月	10月	31年1月	
海外文献調査	調査対象国の選定	収集	翻訳・修正等	結果 取りまとめ	報告書の 作成・公表	危険性等評価シート作成に係る海外調査等				結果 取りまとめ
関係機関調査	調査対象機関等の選定	アンケート・ ヒアリング	結果 取りまとめ	関係機関ヒアリング等				結果 取りまとめ		
		—			都道府県 警察における 試行実施	試行実施				結果 取りまとめ
		—			有識者 検討会	第1回 検討会	第2回 検討会	第3回 検討会	結果 取りまとめ	報告書の 作成・公表

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 126
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(3)	(3) ストーカー事案への対策の推進
細項目	③	③ ストーカー情報管理業務等の充実・強化 ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の人身安全関連事案に関し、事案の危険性等の判断をするための横断的な照会が実施できるシステムを構成するなど、ストーカー情報管理業務及び配偶者暴力情報管理業務の充実・強化を図る。
該当施策名 (事業名)	ストーカー情報管理業務等の充実・強化	
該当施策の背景・目的	ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の人身安全関連事案については、その危険性・切迫性を判断するため、警察署からの速報を受けた本部において、ストーカー情報管理ファイル、配偶者暴力情報管理ファイル、相談情報管理ファイル等の検索を実施しているところであるが、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の相談等受理件数が高水準となる中で、それぞれのファイルにおいて保有している情報の横断検索、1回の照会による網羅的な検索等、検索機能を高度化することにより、この同種事案の過去の取扱いについて、効果的かつ効率的に把握する必要がある。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 15,495 千円
		29年度予算額: 12,061 千円
		28年度歳出予算現額※1 — 千円
		28年度決算額: — 千円
		使用割合: — %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
該当施策概要	ストーカー情報管理ファイル、配偶者暴力情報管理ファイル及び相談情報管理ファイルに保有している情報の横断検索、1回の検索による網羅的な検索等、検索機能を高度化するプログラムを開発する。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	—		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	86		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	7-3	ストーカー事案への対策の推進
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	—	
担当府省・担当課	警察庁		
	生活安全局生活安全企画課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。